

# 法教育推進協議会 第30回会議 議事録

第1 日 時 平成24年11月2日（金）自 午後1時59分  
至 午後4時03分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議 事

笠井座長 それでは、少し早いですがけれどももう既におそろいですので、ただいまから第30回法教育推進協議会を始めさせていただきます。

では、まず事務局から、資料等の御説明をお願いいたします。

丸山官房付 それでは、事務局から、本日の議事、それから配付資料の説明をさせていただきます。

議事につきましては、お配りしております法教育推進協議会議事次第を御覧ください。

本日の議事進行ですが、4つの議題を予定しております。まず最初に、京都弁護士会の金井先生、青野先生から京都法教育推進プロジェクトの実施結果について御報告をいただきます。2つ目の議題ですが、法務省における法教育の取組状況の報告として、最初に大仲委員から検察庁における取組について、また法務省民事局の藤田局付から法務局における取組について、それぞれ御報告をいただきます。3つ目の議題は、小学校における法教育の実践状況に関する調査についてです。4つ目の議題は、法教育に関する懸賞論文コンクールについてでございます。

次に、資料について御説明いたします。

まず、資料1は、京都法教育推進プロジェクトの実施報告書の案です。具体的に、あるいは内容につきましては、これから御発表のございます金井先生、青野先生からの御報告があるかと思いますが、簡単に報告書の概要を説明させていただきますと、まず最初に、巻頭言ということで、笠井座長による巻頭のお言葉、次に、各機関・団体から御報告いただいた実施結果の一覧という形で載せております。この一覧ですが、校種別に、小学校から始まりまして、学年順に並べています。その一覧表の後に、法教育授業で使われた代表的な教材例を小、中、高と1つずつピックアップをして掲載し、最後に京都弁護士会の吉田先生による巻末のお言葉を載せております。

この報告書ですが、年内に冊子を完成させる予定で作業を進めております。完成させた冊子は、委員の皆様のほか、京都法教育推進プロジェクトの関係機関・団体や現在実施中の岐阜法教育推進プロジェクト関係機関・団体にお配りするとともに、関係各機関・団体にもお配りしてまいりたいと思っております。また、完成し次第、法務省ホームページ等において公表する予定でございます。

なお、「法律のひろば」10月号で、「動き始めた法教育」というタイトルで法教育特集を組んでいただきました。京都法教育推進プロジェクトについては、吉田誠司弁護士が、京都法教育推進プロジェクトの成果と今後の課題ということで非常に分かりやすくおまとめいただいておりますので、もしよろしければ御一読ください。

続きまして、資料2から5は、大仲委員の御報告、資料6と7は藤田局付の御報告に関する資料です。

資料8は、小学校における法教育の実践状況に関する調査の調査票で、後に事務局から御説明させていただきます。

事務局からは以上です。

笠井座長 それでは、最初の議事に入らせていただきます。

本日は、京都弁護士会から金井健作弁護士と青野理俊弁護士においでいただいております。

最初に、お2人から、京都法教育推進プロジェクトの実施結果について御報告をいただきます。

京都府の中で、平成22・23年度の2年間で指定学校や大学、それから法律関係機関・団体等が連携して法教育を推進していくという全国で初めての取組として、この京都法教育推進プロジェクトを実施してまいりました。本日は、2年間を通じて取り組んできた成果や今後の課題等についてお伺いできるというふうに伺っております。

では、金井先生、青野先生、よろしくお願いいたします。

金井弁護士 よろしくお願ひいたします。

私は、京都弁護士会の法教育委員会がありまして、今、委員数が約35名ほどおりますけれども、その副委員長をさせていただいています。今日は委員の青野先生と一緒に来ましたが、このたくさんのレジュメを少し使いながら、何をやったのかということ、それから成功した、ここがよかったという成果は何だったかということ、それからやる中で苦労したこと、それから最後に課題というような順番でお話しさせていただきたいと思います。

まず、何をしたかということなんですが、これは今御紹介いただいた資料1の実施報告書の6ページ以降に、たくさん各団体が行った活動というのが紹介されています。課題として最初に挙げると、各関係機関の連携がなかなか取れなかった、そこまで余裕がなかったということが実情かと思えますけれども、今回、笠井先生が書かれている実施報告書に寄せてという最初の巻頭言の中にもありますが、とにかくやってみたということが実際のところだと思えます。

それで、弁護士会としては、他の機関との連携も図ればいいんですけど、裁判傍聴に行ってもらって、その後、解説するとか、そういう形での連携は一応したけれども、何か他の各機関と一緒に相談して何をしましょうと企画を立てて実行したというようなところまではいけなかったと思えます。

ですので、弁護士会としては、基本的に、弁護士会の委員会が何をやったかということについての御紹介が中心になります。

それで、その報告書の6ページ以降のところですけども、1ページ目を見ますと、紫竹小学校の1年生から6年生まで、いろいろやりましたというようなことが載っていますね。推進プロジェクトでは、小・中・高からモデル校を1校ずつ選んでという形だったので、小学校はこの紫竹小学校になったわけですけど、弁護士会として何をしたかという、1年目と2年目がありましたので、1年目は観察をしていたと。熱心な校長先生がいて、その先生の考え方で、法教育なのか道徳教育なのか、ちょっとはつきりしない、そういった授業をされていまして、弁護士が積極的に関わるようになったのは2年目からでした。

弁護士が何をしたかという、私は、最終的に、研究発表の授業があったので、そのときに4年生の学級に参加をして、ありがたい思い出が表現できる集会というのを生徒さんで企画するんだと。それについて生徒さんが企画を考えて、それぞれ意見を発表して、恐らく法教育的なところというのは、お互いに批判をするというか、その意見をぶつけて、それを実際の行事につなげていくというような、話し合って何かを作っていくと、そういった活動を学校の先生で考えて、そこに弁護士も行って、その話合いに参加する、話合いを盛り上げるという、そういう活動でした。

この小学校のときにやっぱり言われましたのは、いきなり大人が来て授業に参加されても

生徒さんも身構えてしまうし、私の方も身構えるでしょうということで、なるべく一緒に過ごせる時間を作ってほしいということで、事前に一度、時間を見つけて、横にちょこんと座っているぐらいですけども、授業に参加した上で、当日の研究発表の授業に臨んだということがありました。

この小学校全体で言いますと、担当されたのが三浦先生という方なのですが、10月14日に法教育のこのプロジェクトを取りまとめるシンポジウムがありましたが、その席でも発表されてましたけれど、非常に苦勞されたそうですね。法教育という発想が学校の、特に小学校の先生の発想と真逆であるとおっしゃるんですね。真逆というのは、小学校では、学校の先生の気持ちというか、目指すところとしては、生徒同士がみんな仲よくやってくれると、何となく雰囲気、仲いい雰囲気で学校生活が過ごせればそれでいいと、それが一番大事なんだというような感覚でおられたそうですね。法教育というのは、もともと人は対立するものであって、その利害調整が必要なんだということから始まっている、そういう発想の教育になりますので、そのぶつかり合う人と人とで違うんだと、個性があるんだということをもっと認めたりとか、その違いがあるということをもっと前提にする教育というのは、これまでの発想にはなかったということをおっしゃっていました。

でも、その先生は、これまでのそういった考え方に法教育の考え方を取り入れて非常に良かったとおっしゃってまして、印象に残っているのは、保護者の方から、うちの子がいじめられているんじゃないかとか、そこまでいなくても、何か苦情が来たときに、これまでは「すみません」と謝る、なだめる、そういう対応であったところが、「お子さん同士違うんだから、その違いが当然のことであって、個性の違いからぶつかり合いが生じているんですよ」というような説明ができるようになったと、こんなふうにおっしゃっていて、小学校では本当に先生の意識が変わったということをおっしゃっていました。

次に見ていきますと、27番に、私立立命館中学校1年生というところがあります。これは、一昨年に開かれましたシンポジウムにこの立命館中学校、それから立命館高校の方が発表されたんですけど、その中学校の発表について、弁護士会とこの中学校の社会科担当の先生と一緒に教材を作って授業をやるという取組をしました。これは、私も青野先生と教材作りからやって、授業も行っています。

この中身としては、ざっくり御説明すると、3つのグループに分かれてディスカッションをしたという内容なんですけど、この実施内容をちょっと御紹介しますと、古くからの町並みが残る地域に高層マンションが建設されてしまうという事例です。法教育の教材としてはよくあるのかも分かりませんが、ちょっと京都らしい教材をということで、門前町があって、その門前町に古い商店街があって、そこに高層マンションが建設されることになったと。門前町の人たちは、高層マンションができると、やっぱり景観の問題が出てくる。商店街の人たちは、景観の問題もあるんだけど、商店街の復活のきっかけにならないかという思いもあったり、高層マンションを建てる業者さんとしては、借入れをして社運をかけているというような、そういう三者の利害対立があって、生徒さんを3つのグループに分けてディスカッションをしてもらって、その横に弁護士が付いて議論を助けるとか、あとは細かい事情、秘密の事情みたいなものも持って置いて、生徒さんの役割を助けるような形で行いました。

これは立命館中学校もそうですし、これから御紹介する御池中学校もそうですね。中学校については、割と弁護士と学校の先生とで協働して教材を作るということをしました。

この事例をやって、その後で京都の景観法ですね、授業につなげていくような形で組み立てていただいて、割と評判もよかったんじゃないかと思います。

それから、その次ですが、38番ですね。中学校3年生が対象で、この御池中学校はプロジェクトのモデル校の1つである中学校ですけれども、この中学校では何をしたかという、連続して授業をやりました。そして、学校の先生と2人で授業を進める、チームティーチングというんでしょうか、そういう形で授業を進めるということをしました。中身としては、38番の実施内容というところを見ますと、これ見てもイメージがなかなか湧きにくいんですけども、契約とは何かという話をしたり、労働問題の話をしたり、今年は裁判員裁判ですね、裁判員裁判とは何かということではなく、模擬裁判的にやって評議をしてもらうという内容の授業をしました。中学校では、そのように連続授業をしていったということです。

これはかなり打合せなどが大変でして、学校の先生も本当に忙しいんだと思うんですが、6時か6時半から始まって9時ぐらいまでずっと準備をやっているというなかなか大変な授業でした。

引き続きまして、65番ですが、これは立命館宇治中学校3年生を対象とする法教育ですね。今回、法教育プロジェクトでは、公立の小学校、中学校、高校がモデル校になってきましたけれども、もともと京都弁護士会の委員会と立命館宇治高校との間で、立命館宇治の社会科担当の先生が法教育に熱心な方で、太田勝基先生といいます、その先生と組んでやりましょうということで、このプロジェクトが始まる前から連続授業をさせてもらっていました。

このプロジェクトの中でも、中身としても記載をさせていただいているんですが、先ほどの御池中ではチームティーチングでしたけれども、この立命館宇治中では、弁護士が行って1時間授業をするというような出前出張授業をしまして、中身としては、65番以下のところですけども、労働問題というのもありましたし、学校でのいじめについて、ブログに書いたという事例を使って、人権の衝突と調整をしゃべったりとか、それから、その次でいうと、デートDVとかですね、それから弁護士という仕事についての講演とか、そういった授業を実施していました。

それから次に、74番ですが、これは精華町立精華南中学校3年生。これは法教育の一環で、無償で出張授業というのをやっていて、これはモデル校とか、先ほどの立命館宇治中学校みたいに連続で関わりをしたというものではなくて、単発で行ってお話するという授業なんです、その精華南中学校に関しては、テーマは、約束とは何だろう、契約を守らなくてもいい場合があるのだろうか、消費者保護、いわゆる消費者教育に近い、そういう授業を実施しています。

それから、83番、84番ですかね、中高生のための裁判ウォッチング、これは中学生、高校生を募集して裁判傍聴をし、その後その事件について少ししゃべるというような取組になります。

次ですが、87番、88番は同じような立命館宇治中学校における授業。

次に、90番ですが、京都府立嵯峨野高等学校、これは法教育プロジェクトの高校ですね。こちらでは笠井先生が教材を作られて、民事の模擬裁判をかなり連続して実施するという授業の構成になっていました。この高校については、笠井先生が作られたということもありましたし、松宮研二先生という、法教育にかなり熱心な先生がいらっしやっただので、弁護士会

としては、既存の教材があって、それを進める内容としての模擬裁判なので、弁護士としての業務と似たような形で関わったということになります。

あとは、124番、これは京都市立堀川高等学校1年生。これは法教育プロジェクトの小・中・高とは違うわけですし、また単発の出張授業とも違う形で、確か学校の先生から申込みがあって、裁判傍聴をし、それから生徒さんを分けて法律事務所を見学してもらい、その後に私がちょっとしゃべったりして、仕事の何が大変かとか、何が楽しいかとか、そういう話をしました。

あとは、148番、149番以降に複数の高校が並んでいますけれども、これはやはり単発の出張出前授業をしたといった内容になります。

それで、ちょっと五月雨式に御説明してしまいましたけれども、法教育推進プロジェクトを京都でさせていただいて何がよかったか、成功点は何だったかといえは、まさにやってみただけで学校の先生とつながりができて、恐らく学校の先生も弁護士に対する敷居の高さというのは全くなくなっていたと思いますので、そういったパイプといいますか、やっぱり人的つながりが何より大事だと思いますから、そういったツテがお互いできたというところかなと思います。

苦労した点といいますと、これは青野先生の方からもお話があると思いますので、そちらに譲るとして、課題としては何かといえば、1つは、人的に、弁護士会が、弁護士が行ってチームティーチングするとか、何分、そんなに人がいるわけでもありませんので、毎回行って、一緒に先生とやるということは難しい面もあるわけです。そうすると、学校の先生が1人で法教育の授業をできるようにしてもらうことが必要になるんだと思います。だから、学校の先生に1人でやってもらう、そういう授業を作っていかなきゃいけないんだろうなというのが1つの課題かと思います。

もう1つは、このプロジェクトを2年間していただいたわけですが、それをいかに今後につなげるかということがもちろん大事なわけですし、それに関しては、今回プロジェクトに関わっていただいた先生と弁護士会のつながりというのは今はできていますけれども、その先生が他の学校に移ってしまったら、その学校とのつながりというのはなかなか保てなかったりということもありますので、どこかの機関というか、今回、プロジェクトは法テラスの方で中心になられたと思うんですけども、例えば今後もそういうような形でやっていただいて、研究会的な組織ができればいいのかなと、作ることが課題なのかなというふうに思っています。

では、苦労した点などを青野先生からお願いします。

青野弁護士 弁護士の青野です。

私は、京都弁護士会の法教育委員会の中でも単なる平弁護士でございます。なのに、ここに来させていただいているのは、教育の現場で講師とか支援弁護士をやらせていただいた経験が一番多いと自負しているからでございます。

今日、せっかくですので、この法教育プロジェクトのモデル校3校のそれぞれあったことを具体的に御紹介したいと思います。

紫竹小、御池中、嵯峨野高校、すべて何らかの形で私が関わっておりまして、紫竹小で用いられた教材として、この冊子の中に代表的な教材例①というものがございます。これは、先ほど名前が出てこられた三浦先生、6年生の担任の先生が作られた教材です。2年目、平

成23年度に用いられた教材です。

特徴的なのは、挨拶を外部の人に対してでも、子どもたち、友人同士を含め、挨拶ができる学校にしようという大前提のテーマを用いて、それを実現するためにはどのようなルールを作れたらいいのかということ、生徒たち、子どもたち同士で話し合わせるという授業でした。挨拶をすることが非常に素晴らしいことなんだということをまず三浦先生の方から子どもたちに説明し、それはひとえに他人を認める行為であるからということ、誰もが否定できないテーマなんですけれども、それを子どもたちも分かっている、分かっているながら、なぜできないのか、これを各班5人ほどの班に分かれて討論させた、ルールを考えさせたというものです。

我々弁護士が各班1人つきまして、その議事、議論をリードするというのをしたのですが、子どもたちは非常に頭を悩ましていて、その中でいろんな考え方があるんだということ、子どもながら分かってくれたようで、自分で考え、自分で意見を言い、最終的に教室内で発表するという経験は非常に子どもたちのためになったのではないかなと、見ていて思いました。

次に、御池中ですけれども、御池中では、大きく労働問題、消費者問題、あと裁判員制度に関する授業を支援して教材を作っていました。この資料の中では、代表的な教材例②というものの、35ページから挟まれていますけれども、これが裁判員制度に関する教材というか、指導要領としてまとまっています。

特徴的なものとしては、全部で5時間連続して行い、1時間目に、いきなり子どもたちに、裁判員制度というのができていますと、こういう形です。こういうときには拒否できるし、逆に言うと拒否できないと、国民の義務ですよということから始まり、「3匹の子豚」を事例に、まず裁判をしたとなれば、この三男の子豚はどういう罪になるんだろうということを生徒たちに考えさせ、裁判というものに興味を持たせる。2限から4限までの間に、総論的な刑事裁判の人権であるとか、裁判所という組織が何であるとか、民事裁判と刑事裁判、三審制があるんだということを教え、弁護士は関わらず、教員だけで授業した後、最後に、5時間目にロールプレイングを弁護士が入ってやるというところに特徴がありました。

こうして、子どもたちに実際に体験させる。体験させる中で、なぜ裁判員制度ができたのか。その裁判員が6名入ることで、いろんな考え方の者が、いろんな多元的なものの見方を、事実証拠の評価の中でできると。そして、国民が司法に携わることで、国民主権を実現するということを実感させるということで、非常に実のある授業だったのかなと思います。

最後に、嵯峨野高校ですけれども、私はプロジェクト期間中には携わっていませんが、実はプロジェクトが終わった後も嵯峨野高校と協働して、笠井先生がお作りになられた教材を用いて、民事模擬裁判を今も続けています。その支援に、私は今、現に携わっているところです。

これは先ほどの御池中よりも更に一歩進んだロールプレイでして、実際に弁論を、準備書面、訴状と答弁書をかなり作らせ、それを弁論させるというものです。その中で、なぜ、この事実を捨てるのか、それがどういう意味があるのか、そういう論理的な思考能力を体験させるということで、非常に意味があるのかなというふうに感じました。

プロジェクトに関連することとしては、私が全体として感じたところなのですが、実は、弁護士会では、このモデル校以外にも、スポット的に依頼が来た学校に出前授業するという

活動しております。今は高校だけではなく、中学校にも範囲を広め、無償で出前授業をしております。

その中で、課題というか、実感いたしますのは、このモデル校に選ばれた教員の先生方は非常にレベルが高いんですが、他の一般の先生方というのは、法教育に関する理解というのは、それほどまでではないかなと思いました。というのも、我々弁護士が授業をしに行くときに、こういったことを教えたいという思いと、現場の教員の先生からこういうことを生徒たちに教えてやってくれと言われることが、かなり齟齬がある。

例えば、定時制のとある高校に行きましたら、まず、ルールを守ることといいますが、倫理観を鍛えてやってくれということと言われるわけです。もちろん、根っこの部分では法教育に関わるわけなんですけれども、こういうときに少年院に行くことになるんやとか、あと、こういうときには、ここに駆け込んだら助かるんやとか、そういう知識だけ植え付けても意味がないわけですので、そこに至るまでに、自分でものを考え、行動する力、これを鍛えることが大事なのかなと思ひ、スポット的に授業に行く度に、学校の先生と、こういう授業をしましょうということで打ち合わせる中で、しばしば、やっぱりひとつ衝突のような、衝突とまでは言えないですけど、意見の相違が出てきたりとかということがありました。

ですので、何を申し上げたいかという、今後の課題といたしましては、やはりもっと教員、現場の先生方と我々法曹との交流を深めていくべきだろうと思っております。その場が何らかの形であればなど思っているんですけども、私のような一個人が申し上げるのははばかられますが、大学を利用することができないかなど。大学生あるいはロースクール生を巻き込んで、市民教室のようなもの、あとは研究会のようなものができていけば、もっと法教育の場は広がるのかなと思っております。その1つの突破口として、我々弁護士会ではジュニアロースクールというものを今始めております。他の単位弁護士会ではもう既に先進的にやられているんですけども、一般に生徒を募集して、そこに大学生も組み込んで、法廷傍聴したり、あとは、先ほど金井先生から御説明があったように、模擬的にADRをやらせてみて、その中で対立と合意ですね、当事者をどう、それぞれの権利と思いを酌み取り、どういう理屈で、どういう落としどころに持っていかということをおみんなで考える。そういった活動が何か今後、芽を出していくのかなと思っております。

私からは以上です。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告につきまして、皆様からの御質問等があれば、よろしく願いいたします。

高橋委員 司法書士会の高橋と申しますが、プロジェクトの最初のスタートのときに、プロジェクト全体、いろんな機関が関わっていらっしゃるんですけども、目標というか、ここまではみんなでやろうという、そういう大きな目標設定があったのかどうかということ、最初に課題として言われていた、なかなか横の連携が取れなかったということなんですけども、連携をまとめる核というのは、どこがやれば一番ふさわしいかということを感じておられますか、どうでしょうか。

金井弁護士 まず、その核というと、今、青野先生からもお話があったけれども、例えば大学なのかもしれないですね。ただ、そこが難しいと思います。どこがやるかということですね。

例えば、1つありますのは、あり得るとすれば、府とか市の教育委員会さんがしてもらえ

ればとてもいいなと思うんですけども、若しくは社会科の先生方で作っている社会科研究会というものです。そういったところが、こういう機関で、こういうことをお願いしたいというような、そういう発信をしてくれると、とてもありがたいなと思うんですけども。ただ、教育委員会がそれをやるというのは、どうもそういう性質は持っていないというようなことを学校の先生はおっしゃいますし、社会科研究会という、私的な集まりではあるんですけども、公的な面もあって、新たな法教育研究会なんていうのを私的に立ち上げようとするのが難しいというようなこともおっしゃってましたので、その核になるのが、大学にお願いするというのもあるのかもしれないし、そこは本当にまさに課題なのかなというふうに思います。

あと、始まるときに、ここまで行ければなというところは、私自身は、全体としてこのようにしていきましょうというコンセンサスが合ったかという、そうではなかったのかなと思っています。

高橋委員 今の核のところ、例えば法テラスは法情報の提供機関じゃないですか。そういうところを、そこに教員の方とか教育を求める方がアクセスをして、そこから、これとこれはこういうことをやってますよという情報を発信するような方法というのは考えられますか。

金井弁護士 望ましいと思います。

高橋委員 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

青野弁護士 1つ付け加えるとすれば、これは法テラスの方もクエスチョン混じりにおっしゃられていたことなんで、私が代弁するのもおこがましいと思うんですが、何分マンパワーの部分がどうしても不足するのかなと思っています。その意味では、一番争いごとに普段から関わっている我々弁護士会が人材としては一番豊富かなと思っていますので、その器をどう定義するかという問題もあります。情報提供機関としては、もちろん法テラスが一番適していると思いますが、実際に、実働部隊をどうするのかという、我々の存在というのはかなり重要ではないかなと思っています。

高橋委員 ありがとうございます。

村松委員 この企画は、お話を初めて伺ったときに、すばらしいいい企画だなと思ひまして、弁護士会も含めて参加させていただきました。今、報告を聞いていても、意義があったなと思っています。

すごく期待をしていたところもあるんで、ある意味、辛口な面からも少しコメントさせていただきます。3つあって、1点目は、一応事実関係だけ確認したいんですけども、これは、もともと法務省のバックアップがあって実現できた企画だったわけですが、当初伺ったときには、法務省は表に出ない、あくまでも京都が独自にやる企画という形で動かすんだというお話をいただいてました。このこととの関係で、この報告書は、最終的に法務省の企画として世に出すという形になっているのかどうかという事実関係を1つ伺いたいです。

それから2つ目は、期待が大きかっただけに、若干残念だなと思う面がありました。それはこの一覧表の中に、「これって、法教育なの？」というのが散見されることです。キャリア教育かなというものもある。もしも、京都が独自にやっていたんだというのであれば、これでもありなのかもしれません。ただ、報告書を作って、世の中にこういう成果がありましたと報告したときに、これを見たときに法教育って何なんだろうかと、法律家あるいは法律に関わっている人が何かやると全部法教育と言うのかな、そういうメッセージを発しないかな

というのが、私としては少し危惧されるところです。

この協議会の前身となる法教育研究会では、法教育の定義をしっかりとしたはずですが。私もちょっと正確には覚えてないんですけども、法律専門家でない人たちを対象に、法や司法制度、その価値とか考え方を身に付けさせる教育とか、確かそんなような定義だったんだろうと思うんですけども、その定義に照らして、個々の活動が法教育と言えるのかどうか、できたら、本当はそういう検証をしていただきたいと思います。少なくとも法務省の名前で出すのであれば、その辺のところは本当はやった方がいいんじゃないのかなと思っています。

そういう観点からすると、例えば実践例のリストの中で、それぞれの活動が法教育的な意義はどこにあるのか、あるいは何をねらいとしたのかというのを本当は考えた方がいいんじゃないかなと思います。

それから、実践例、教材例を3つ挙げていただいていますけれども、この教材例を見ても、法教育的な視点は何なのか、あるいはこれで子どもに身に付けさせたい法教育的な力は何なのか、そこら辺のコメントが若干不足していると思います。小学校のところはある程度書いていただいているかなと思うんですが、これを見ただけでは中学校、高校はちょっと分からないのかなと。これから法教育をやろうと思われる方がこれを見たときに、この報告書で、「ああ、こういうものが法教育なんだ」、「ここをねらいとしていくんだ」というのが分かるようなものがあると本当はいいんじゃないのかなと思っています。

それから3つ目はですね、例えば、このリストの4番であるとか5番であるとか、既存の道徳の教材を使って授業をされています。公開の可否については、恐らく教科書との関係で掲載不可なのかなと思うんですけども、学校の先生にしてみると、今身近にある教材を使って法教育をやるとなると、こういう展開ができるんだというのは非常にイメージがしやすいんだと思うんですね。そこで、各実践例が法教育的にオープンにした方がいいのかどうかということは検討していただいた方がいいんだと思います。その上でイメージを持ってもらいやすいものであれば、例えば指導案を少し付けるとかいう形にすると、これから法教育をやろうと思っている先生方にとっては有益なんじゃないかなと思います。

京都について言えば、もうこういう形で終わっていますし、報告書も出ていますんで、これからどうこうというのは難しいのかもしれないんですけども、岐阜の活動では、少しその辺は意識していただけたらいいんじゃないかなと思ってコメントしました。

笠井座長 ありがとうございます。まず1点目は丸山官房付に聞いた方がよろしいですね。

丸山官房付 法教育推進プロジェクトは、村松委員から指摘がありましたとおり、法務省が企画・立案はしていますけれども、基本的に実践に移した後は、各地の機関の自主的な取組に委ねるということになっています。

今回の報告書案は、もちろん、この協議会で報告するためということでは法務省の資料なんですけど、冊子としてお配りする際には法教育推進プロジェクトを支援していた公益財団法人から出されるということになっています。

他方で、こうした実施報告書のようなものを作ろうと思うと、こういうものを集めてデータ化をして表に並べかえて作るという作業が必要でして、各地の弁護士会では、法教育の実践のために割くマンパワーはあるんだと思いますけども、こういう事務的なことを全部やってくださいというふうにお願いをして取りまとめしていただくほどのマンパワーはやっぱりないのではないかなということ、若干その辺は法務省の司法法制部が助力して、こうした

一覧表を作っているということになります。

そうすると、結局3か月に一度、各機関からこういうことをやりましたと上がってきた報告書をまとめるということになって、それが法教育かどうかということは、実際の授業を見ていない者としてはなかなか検討が難しいというところがあります。例えば、一見、法的知識を教えるようなものであっても、法的知識に関連して法的なものの考え方が教えられているということもよくあることですので、例えば何となく知識に見えるから、これは法教育ではありませんと除くことは非常に難しく、その意味では主観説といいますか、実施機関がこれが法教育だと思ってやれば法教育だという位置付けにせざるを得ないのかなというのが事務局としては率直なところ です。

ただ、いろいろ御相談させていただいた中で、さすがにこれは違うんじゃないかというのは、実は一部機関にはお伝えしてあって、削除しているというものもございます。

ねらいを記載するというのは、確かにおっしゃるとおりで、できれば、例えばこういう実施内容のところなどにそのねらいを書いていくと、そういったところがより明らかになり、法教育なのか、あるいは単なる法律講座なのかという違いも、ねらいを書くことによって分かるかもしれませんので、そういったことは岐阜で実施する上では参考にさせていただきたいというふうに思っております。

指導案の内容等でねらいということですが、その辺を、もしよろしければ座長の方からも御説明していただければと思います。

笠井座長 このプロジェクトには私も関与しましたので、そのねらいについては、補足することができればと思いますし、それから、先月、村松先生も来られました、このプロジェクトの成果報告も含めて京都でシンポジウムがありました。あのときには、各担当の先生がそのねらいについては詳しくお話しになられて、その記録自体はまた京都新聞などでも載りますし、そのシンポジウムの結果もうまく報告書とリンクできるようにして、分かるようにしておけば、より分かりやすくなると思います。

それから、京都で自前でという話については、私も実はかなり問題意識を持ってはいるのですが、実際、その報告書の最初の文章のところにも書きましたけれども、事務局的なことについては、司法法制部の方々に相当お世話になったことは間違いなくて、京都で完結するネットワークまでは作れなかったというところがあります。さっきから出ていますように、1つの核となるような機関がなかったというところがありますので、それについては反省点です。ただ、法教育として具体的に何をやるかという内容面の話に関しては、これはもうすべて地元の学校と、それから弁護士の先生方や司法書士の方々や大学の関係者とか、そういう京都の方々が一緒になって考えてやったことでありまして、実際に何をやったかという内容面については、ほとんど法務省のお力をお借りしてはいないのです。

どういうふうにこれからネットワークを作っていくかを考えることが必要だということは間違いなくて、やはりそこは、京都の自前で何とか、これから発展させていくためには、作っていかなくちゃいけないなということは思っております。

あと3点目の教材の話というのは、これはしかし、公開の掲載が不可になっているとすると、この教材自体は、学校の先生方はお分かりになっておられることが前提でしょうから、これ以上何か書くということではないのだと思います。

村松委員 今お話伺っていて、よく分かりました。

それで、先ほどの、これが法教育なんだろうという疑問のところについてですが、先ほど高橋委員の方からお話がありましたけれども、最初に到達点をどこにするのかというところがポイントになるのかなと思いました。あまり頭でっかちにこれをやるとなかなか動けないでしょうから、それは望ましいとは思わないんですけども、ある程度コンセンサスみたいなのが取れてないと、「とりあえず全部いろいろやってみました」だけだとなかなか統一感ができなくなるのかなと思いました。

繰り返しになりますけども、この企画は僕はすごい意義がある企画なんだろうと思っているんです。法教育ってこうなんだというところを全国に発信できる、そういったものなんだろうと思っているので、報告書を読むと、初めて手にする教員が法教育とはこんなものなのかという具体的なイメージが湧くようなものになったらいいなと思います。また、これから法教育を推進していく私たちも、法教育は何を目指しているのかとか、どこがポイントになってくるのかというのを一個一個、常に考えていかないといけない、何となく法教育としてやるということは避けたいなど。自戒の意味も込めて、そういう発言をさせていただきました。

それから、先ほど核になるところの議論がありました。これは私の個人的な希望ですけども、せつかく法務省でこの協議会を組織していただいている、文科省の方も来ていただいていますので、理想は、僕は、教育委員会なんだろうと思うんですね。今の状態ですぐに行えるのはなかなか難しいのかなと思うんですけども、法教育をいわゆる〇〇教育の1つとしてやっていくのであれば、外部の団体なのかもしれないですけども、本当に教育活動として、教育の中核に入っていくということであれば、教育委員会の中で取り上げていただけるような枠組みができたなら、すごくいいんじゃないかなと思っています。

金井弁護士 おっしゃるとおりかと思います。

笠井座長 先ほどの高橋委員の御質問にもあるのですが、私がこの報告書の最初のところを書きましたけれども、まず、地域でこういうひとまとまりのプロジェクトをやってみて、その中で、学校現場と、それから地域の法律の専門家とがどういうふうに連携していけるかということ、ある種の実験も込めてやっていたところがあると思います。

ですから、まず、こういう目的を達成しましょうということがなかなか言えないところなので、これだけの機関が集まって一緒にやってみて、何ができるか、まずやってみましょう。ただ、それだけでは余りにも1つのまとまりがありませんので、指定校というのを作っていただいて、実際、小・中・高の3段階で具体的に協力するというところで、学校現場で割と体系的な授業ができたというところがありまして、そこが多分一番中心になるのだらうと思います。

ただ、確かに、報告書を見ると、いろいろなものが混じっていて、ばらばら感が強くて、全体としては何をやったんだろうというところがあるかもしれませんが、何ができるかを実験してみた1つの最初の試みですので、こういうことをやりましたと。法教育とは何かということについて、きちんとした定義に当てはまるかどうかというのは、かなり微妙な問題もあるとは思いますが、このプロジェクトとして各機関が取り組んだこととしては、こういうものだと思いますので、御理解いただければというところでございます。

大杉委員 教材開発について、かなり苦労されて作られたと思うんですけども、その教材は、どのような法教育の体系があって、どこに位置付いているのかが分かればいいのではないかと

と思います。そして、作成された教材が、この体系、プログラムに沿ってできているんだというものがあれば、後付けでもいいと思うんですけども、その説明があればいいと思います。全体として京都での法教育プロジェクトというのは、こういうプログラムといいますか、カリキュラムでできているというのが見えると、非常にいいのかなと思います。そのようなものの作成は、教育委員会の方が得意というか比較優位があると思いました。感想です。

江口委員 個別の感想で、例えば御池中の教材で、裁判員裁判から入って行って、現在の司法制度なり裁判員制度を教えるわけですけども、普通の教材は逆から入って行って、裁判員裁判へ入っていくという、特異な事例として入っていくわけですよ。そのときに、ちゃんと説明していかないと、要するに、全ての争いが裁判員裁判なんだと思うような先入観を与えていくと、法にとってもあまりいい側面ではないので、気を付けながらやっていくと。こういう手続はですね、やっぱり長年子どもと接している教員が、やはりそこに一定程度関わって行って作り込んでいく方が僕はいいだろうと思っています。例えば、笠井先生の民法入門みたいなものも、よその国ではちゃんと実際のテキストとして、例えばアメリカなんかでもちゃんとテキストがあるわけですから、誰かと一緒に作りながら、やっぱり高校生の民法入門テキストみたいな形で作っていく方がいいだろうと思っています。だから、今日の最初の議論もそうですけども、どういう形で横のつながりと将来の展望を展開していくかという、いい事例だったので、これを法務省、いい事例にして、次へ進めてほしいと。

そのときに、僕も少し危惧を感じたのは、大学がほとんど最初に等距離にあったんですよ、立命館にしても、同志社にしても、京都教育大にしても、京大にしても。どこかの教員養成学部がちょっと手を挙げて、京教大だったと思うんですけども、あそこに数人スタッフがいるので、そこにちょっと頭下げて、本当は、つないでくれよというのが筋だったと、後から見ると思いますけどね。相当の教え子が地元の教員として入り込んでいくわけですから。まあ、直観です。

笠井座長 ありがとうございます。

大学側もなかなか教育関係学部の方々とあまり連携できなかったということがありまして、教育委員会とも必ずしも個々の具体的な連携というのはなかったところがあると思います。

それでは、この議題に関する質疑応答を終わらせていただきます。

本日の御報告につきましては、今後の法教育の更なる充実・発展につながっていくものだというふうに考えております。特に現在、岐阜で法教育の推進プロジェクトが始まっておりますので、大杉先生を中心として、その参考にもしていただければというふうに思っております。

では、金井先生、青野先生、どうもありがとうございました。

では、次に、法務省における法教育の取組について、大仲委員及び法務省民事局の藤田局付からお話をいただきます。

まず、大仲委員から、検察庁における法教育の取組状況についてお話をお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひいたします。

大仲委員 それでは、私の方から、検察庁における法教育の取組について御報告させていただきたいと思います。

まず最初に、検察庁において法教育を行うことの意義につきまして、私の思っているところ

ろをお話ししたいと思います。

まず第1に、検察庁において法教育を行うことの意義ですけれども、これは学校教育において法教育が行われるのはもちろん学校の先生方でありますけれども、その先生方を法律の専門家である検察官が支援するということの重要性でございます。学校現場で法教育が行われる先生方の中には、法とか司法という分野に苦手意識を持っておられる方も多いと思われまますし、必ずしも法律の専門的知識や考え方を習得されている人ばかりではないというふうに思っております。法教育は、法とか司法に関する思考型の教育という新たな取組でもありますし、専門知識や法的なものの考え方を身に付けている法律専門家の支援が不可欠であるというふうに考えております。法律の専門家の中でも、特に検察は刑事司法のプロですし、全国的な組織であることから、均一的な支援が行えるのではないかと考えております。

それから、2番目の意義としまして、検察が法教育を行うということは、よりよい刑事司法の実現につながるということであります。国民一人ひとりが法教育によって法的なものの考え方とか、あるいは刑事司法制度について知識を身に付けるということは、円滑で適正な裁判制度の運用につながることでありますし、特に検察と申しますのは、国民の負託を受けて仕事をしているわけですから、国民の信頼に支えられて、よりよい刑事司法を目指していくというべき立場にあります。検察が国民の信頼を得るためには、国民に検察の役割とか使命を正しく知ってもらい、理解してもらう必要があります。検察官や検察事務官が学校現場で法教育授業などに参加して、生徒や先生方あるいは保護者の皆さん方と触れ合う中で、検察の役割や考え方を知っていただくということによって、国民の理解や信頼を得ることができるのではないかと考えております。

3つ目に、法教育は、犯罪予防に資するというところでございます。法教育は、多角的な視点からのものの見方とか、あるいは他の人の利益や考え方を尊重しつつ調整する力、ルール必要性や重要性などを学ぶことが目的であります。単に法律に違反してはいけないとか、あるいは犯罪を犯したら刑務所に入れられるから、やってはいけないという、抑えつけるだけの教え方ではなしに、子どもころから、このような法的なものの考え方とともに、法や司法制度を学んでいけば、なぜ犯罪を犯してはいけないのかとか、あるいは犯罪を犯すことがどのような影響や結果をもたらすのかというようなことについて、きちんと理解することができますし、犯罪の予防につながるということになるというふうに考えております。また、犯罪を犯した少年や成人につきましても、法教育を行うことで再犯防止につながるというふうに考えております。

最後に4番目としまして、法教育を行うということは、検察官とか検察事務官の研さんにつながるということでございます。法教育の専門家ではない人、特に子どもたちに対する法教育授業の中で、法とか司法について分かりやすく伝えることによって、専門性の高い内容を易しい言葉で語るという能力を磨くことができますし、スキルアップにつながることであります。また、検察の役割や使命について語ることによって、自分自身の責任を再確認し、仕事の重大さというのを再確認することができるということになります。このように、検察が法教育を行うということは大きな意義があるというふうに考えております。

次に、検察庁による取組についてお話しさせていただきます。

最高検では、新学習指導要領の実施に対応する取組といたしまして、法務省と協働して2

つの教材を作成いたしました。法教育に取り組んでおります。この2つの教材は、資料3、4ということで、お手元に配付してあると思います。

1つは、これは「模擬裁判をやってみよう」という教材、もう1つは「正しい行動をする意志と勇気」という教材でございます。

1つ目の「模擬裁判をやってみよう」という教材は、深夜、コンビニエンスストアにサングラスをかけてスキー帽を被った男が押し入って、店員をナイフで脅し、現金10万7,000円を奪い、さらに、追いかけてきた店員に暴力を振るってけがをさせたという強盗致傷の事案です。これは中学校の社会科公民的分野の教科書に載っている裁判員裁判の事例に基づいて作成した裁判員裁判授業用の教材でございます。先生方が教科書の事例に基づいて模擬裁判をされる場合に必要な模擬裁判のシナリオだけではなく、証拠品とか図面といった小道具、さらには、生徒たちがポイントを理解したり、評議で使えるように、書き込むためのワークシートというの也被含まれております。後ほど紹介しますさいたま地検の取組も、この教材を使用したものです。

2つ目の「正しい行動をする意志と勇気」という教材ですけれども、これは少年が犯罪や非行に走ることがないように、正しい行動をする意志と勇気を養うことを目的とした教材です。これは15歳の少年が先輩に誘われてバイクでひったくりをして、その際に被害者にけがをさせてしまった、そして、強盗致傷罪で逮捕されたという事案を題材にしております。少年が警察で取調べを受ける場面と、被害者や少年の母親、共犯者の先輩がそれぞれ警察官の取調べ、事情聴取を受ける場面のシナリオがあります。生徒たちにこれを演じさせながら、事件を起こしてしまった少年の気持ち、あるいは被害者や母親の気持ちなども考えてもらいまして、どうして犯罪を犯してしまったのかとか、事件を起こしたことで、被害者や家族にどのような影響を与えるのかということを考えてもらう。さらに、少年審判の手続などを学んで、どのような処分が適切と考えるか、最終的には犯罪を犯さないようにするためにはどうしたらいいのかというようなことを考えてもらうための教材であります。

この教材は、品川区の学校の先生方と協働して作成したものです。これは学校の先生方から、非行とか犯罪防止のための授業が、単に犯罪や非行は悪いことだ、あるいは犯罪を犯すと処罰を受けると教えるだけでは足りない。そういうような御意見がありましたことから、法教育の趣旨を踏まえて、このような犯罪や非行に及ぶことで被害者や家族に様々な迷惑をかけることを実感させて、複眼的思考を身に付けさせるということと、正しい行動をする意志と勇気を養うことを目的として作った教材です。

この2つの教材は、全国の検察庁に配付しております。現在、各地検・高検では、このような教材を利用して、法教育に取り組んでいるところです。

次に、さいたま地検での取組についてお話しさせていただきます。

中学校の公民の教科書の事例に基づいて、各中学校で模擬裁判が行われるだろうというふうに予想しまして、さいたま地検では、先ほど説明しましたように、「模擬裁判をやってみよう」という教材を利用して、先生方の支援を行うということにしました。

当初、検察官とか検察事務官が直接学校に行って、模擬裁判の授業を行ったり、先生が模擬裁判を行うのを手伝ったりということを考えておりました。しかし、埼玉県下の中学校、これは448校あるんですけれども、そのうちの422校が、先ほどお話しした「模擬裁判をやってみよう」という事例が載っている同じ教科書を使っております。ですから、県下の

中学校がほぼ同じ時期に模擬裁判の授業が行われるということになることが予想されますので、到底、さいたま地検の職員では対応しきれないというふうに考えました。そこで、学校の先生方を支援するためにはどうしたらいいかというようなことをいろいろ検討いたしました。そして、「模擬裁判をやってみよう」という教材に基づいて、模擬裁判授業の趣旨とかポイントをお伝えする教員用のDVDを作成して、これを先生方に配布し、模擬裁判の授業に役立てていただくというふうに考えまして、法教育に関するプロジェクトチームを立ち上げ、手作りのDVDの制作に取り組みました。

DVDを作成するに当たりまして、最も意を用いたのは、評議の場面でございます。といいますのは、模擬裁判を通した法教育は、単に裁判の仕組みを生徒に理解してもらおうということに意味があるのではなくて、模擬裁判を実際に体験して、裁判になっている事件について評議をすることによって、法的なものの考え方を身に付けることを目的としているものです。社会生活を営んでいくためには、様々な意見とか考え方をお互い出し合って、他の人の意見や考えを理解して議論することで調整を図り、最終的に公正な結論を出すということが必要になります。法的なものの考え方は、このような多様な意見を理解して、調整して、公正な結論を出していくという思考方法にあるわけです。そのため、評議の場면을どのようにDVDにするのかについて非常に意を用いたわけです。

そこで、我々の視点で幾ら議論してみても始まりませんので、埼玉県下の小学校で法教育に取り組んでおられた校長先生とか実際に社会科の授業をされている中学校の先生に来ていただきまして、模擬裁判の授業を行うに当たって注意すべきこととか、あるいは、DVDに盛り込むべきこと、評議の場面で中学生がどのようなことに疑問を持って質問するのかといったようなことについて、いろいろとアドバイスをいただきました。その結果、DVDには模擬裁判の法教育授業を行う趣旨や指導、評価のポイントの説明をした部分、それから刑事裁判手続の流れについて簡単な説明をした部分、さいたま地検の検事が、千葉地検が持っております裁判員裁判用の模擬法廷を利用して、実際に模擬裁判を行いましたダイジェスト版、そして、さいたま地検の若手事務官が裁判員役となって演じた模擬評議、そして、最後に、模擬裁判授業を受けた生徒の皆さんへという検察官からのメッセージを入れるということで構成しまして、全体で50分にまとめました。

50分にまとめましたのは、学校の先生の話を書きますと、先生方は非常に忙しいので、40分以上の長いDVDなんて誰も見る気がしないと言われましたので、いろいろと縮めたんですけども、結局50分の構成になってしまいました。

一番最初の、法教育とはどういうものなのかという、この模擬裁判を行うことのポイントの部分だけを、ちょっと見ていただければというふうに思います。

(さいたま地方検察庁作成DVD 上映)

大仲委員 この後に裁判員裁判公判の流れという簡単な説明がありまして、それから実際の模擬裁判、この事例に基づいて模擬裁判をしている部分がございます、それから模擬評議をしている部分が入っております。そして、最後に「検察官から生徒の皆さんへのメッセージ」というふうな構成になっております。

ただ、先生方にお話を伺ったところ、先生方が一番不安に思っておられたのは、評議の場面でした。ですから、これだけ見ていただいても、なかなか分かりにくいだろうということで、このDVDを利用して、県下の先生方を対象とした教員研修を行うことにしました。

教員研修は、先生方の負担も考えまして、夏休みを利用いたしまして、8月20日から30日までの間、9回にわたりまして、午後1時から午後4時半まで研修を行いました。その結果、9日間で合計41名の先生方が参加されました。

この研修では、検事が授業のポイントを説明した後に、先ほどの、ここに映っています模擬裁判のDVDを見ていただきまして、その後、研修員の先生方に実際に評議をしていただきました。その結果、教員の先生方から、ちょっと本題とは離れるんですけども、「積極的に自分の意見が言える研修に参加したのは今回が初めてだった、非常に新鮮だった」と言われ、私の方が新鮮でした。この内容につきましては、「実際に評議をやってみて、子どもから出そうな質問や評議のポイントがよく分かった」、「今回の研修で、根拠を言わせることが大切だということがよく分かった。子どもたちの意見はいろいろと割れると思うが、人の意見を聞いて、根拠に基づいた意見を言わせ、議論を深めたい」とか、あるいは、「評議については、他の人の考えを知ることで、より自分の考え方が深まり、思考力の向上につながると思った」とか、「この教材は、有罪、無罪について、いろいろな観点から考えることができる教材だと感じました」という、非常にいい評価をいただきました。実際、研修の中で評議を体験したことによって、模擬裁判の授業で評議の重要性というのが認識できたという意見が非常に多かったです。

なお、当庁では、先ほど言いましたように、埼玉県のおよそすべての中学校が同じ教科書を使っていますので、「裁判員裁判をやってみよう」と載っている教科書を使ってDVDを作成したんですけども、横浜地検では、この教科書を使っていない学校も多うございまして、このような教科書を使っていない学校にも対応できるようにということで、法教育推進協議会作成の裁判員制度を題材とした教育教材を使用してDVDを作成しております。そして、横浜地検の方でも、教員研修を実施しております。

このさいたま地検と横浜地検で作成したDVDは、全国の検察庁にも配付しておりまして、今後、これが活用されていくものと思っております。

当庁の研修を受けられた先生の中には、当庁が作成したDVDを使って、実際にもう既に模擬裁判をされた先生もおられます。その先生は、授業の関係で、私どもが作ったDVDは長いということで、自分たちでコンパクトに編集し直して、それを更に検察庁に、こんなに短くできますよということで、参考送付していただいたということもありました。

当庁では、このDVDを作成してから2つの中学校に行きまして、実際に模擬裁判の手伝いをしました。現在、他に5校から依頼を受けておりまして、そのうちの1校には私が行くことになっております。

また、授業ではなしにDVDをくださいというのも多数の中学校から依頼を受けておりまして、その都度配付しているところです。

今後のこととございますけれども、当庁では現在、中学校から依頼があった場合に、総務部の検事1名と事務官2名を派遣しております。現在、まだ依頼が少ないものですから、この体制で間に合っているんですけども、年を経るにつれて、口コミとか、いろんなことで派遣を希望される中学校がどんどん増えてくるということは明らかでございますので、その対応が必要だろうというふうに考えております。派遣を依頼される中学校のほとんどは検事を派遣してほしいと言われるわけですね。そういうことで、非常に要望が強いわけでございますので、これにも対応できるようにする必要があろうということで、検事も含めて職員全員

に對しまして、この作成したDVDを使用して、3回にわたって研修を行いました。これはいつ学校から要請があっても行けるようにするということでございます。

それから、教員研修の機会もこれから、夏休み期間だけではなく、先生の暇な時間を見つけて、春休みとか、いろんな機会に教員研修もしたいというふうに考えております。

それから、DVDに基づいて実際に模擬裁判をされた先生方にいろいろな御意見を伺って、より先生方の使い勝手のよいDVDに今後改訂していきたいというふうにも考えております。

さいたま地検は、今後とも、本年度の研修の成果とか反省点を踏まえまして、先生方に全面的に協力していくことで、法教育に携わる支援を続けていきたいというふうに考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

笠井座長 ありがとうございます。

大仲委員の御報告についての質疑応答は、この後の藤田局付の御報告が終わった後にまとめてということをお願いしたいと思います。

それでは、引き続き、藤田局付から法務局における法教育の取組状況についてお話をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

藤田局付 法務省民事局の藤田でございます。

本日は、法務局における法教育の取組について、お時間をいただいて説明させていただきます。お手元に資料6と資料7をお配りしておりますので、それに基づいて説明いたします。

法務局における法教育の取組については、平成22年12月に、この協議会で一度説明をさせていただきました。本日は、主にその後の取組について最近の状況を説明させていただければと思います。

まず、前提として、法務局になじみのない方もおられるかもしれませんが、法務局は、法務省の出先機関として、現在、全国各地に約430の登記所としての拠点を置き、不動産や会社に関する登記の審査等の事務を行っています。そういった意味で、民事関係の分野が業務の中心になりますので、法務局で取り組んでいる法教育の範囲としても、約束、契約といった私法分野の法教育、あるいは、ルールづくり等に関する公法分野の法教育、その2分野での取組を中心に行っております。

それでは、資料6に基づいて説明させていただきます。

まず1ページを御覧ください。平成22年4月以降の法務局による法教育授業の実施状況になります。御覧のとおり、学校単位での実施件数として、平成22年度が107件、23年度は145件、24年度は9月までの半年間で61件になっております。法教育授業を受けた生徒の数で見ますと、この2年半で合計2万人を超える数になっておりまして、法務局による法教育授業の取組も、一定程度定着してきた段階にあると考えております。

実施先を見ていただきますと、資料6の表のとおり、合計では中学校が約6割で、小学校と高校がそれぞれ2割ずつになっております。最近では小学校での実施割合が高くなる傾向にあります。

資料6の1ページ右側の部分ですが、最近では、同一県内又は隣接する学校に、いわゆる口コミを通じて、法教育授業の実施範囲や対象が次第に拡大して普及するという傾向がございます。さらには、一度法教育授業をやらせていただいた後に、年をまたいで繰り返し、同じ学校の別の生徒に実施させていただくりピーター校も出てきている状況になっております。

授業の内容としては、先ほど申し上げた私法と公法という区分けで申し上げますと、私法分野の授業が8割、公法分野の授業が2割という割合になっております。法務局の業務といえますのは、法曹三者の取り扱う範囲とは若干違ひまして、紛争は前提にしない、正常な取引等に伴う権利関係の変動等を審査して登記として正しく公示、公開をするという、日常的な経済活動等を対象とした業務の特質がありますので、法教育授業の内容としても、身の回りにある法律的な事象についての気付きを促す授業であったり、社会の中での目に見えないルール、法律といったものの役割、重要性、そういったものを理解いただくようなテーマが多くなっております。

それでは、事例に基づいて取組の説明を4点ほどさせていただきます。資料6の2ページを御覧ください。

まず1点目、福岡県の中学校などでの実践例で、写真にありますようなロールプレイを実施したものです。法務局の職員は、一般的に、学校の生徒の皆さんへの教育指導ということに不慣れでございますので、分かりやすい、興味を持ってもらえる授業になるように工夫を努めているところであります。

取組の例としては、ロールプレイで生徒の参加意欲を促した例であるとか、一方的な講義ではなく、授業の中でグループ別の発表方式や生徒に対するクイズ形式ということで、生徒の積極的参加を求める形での授業を実施したりしております。

2点目は、教材の点です。多くの法務局では、当省の法教育プロジェクトチームで作成された教材を活用させていただき、それぞれの担当者が使いやすいように編集加工等をして利用しております。さらに、各法務局では、相手先の学校のニーズ等を踏まえて、職員等が独自に作成した教材も利用しております。

資料6の2ページ「教材①」、宮城県の高등학교の例ですが、これは高校生に対する法教育授業の独自教材として、身近なテーマである「学校内の頭髪と服装のルール」を取り上げ、どのようなルールが必要か、また、それをどういった方法で決め、どういった内容にするのが相当かといった問題について、実際に生徒に議論してもらった例でございます。

次に、資料6の3ページを御覧ください。

教材②は、福岡県での取組の例ですが、対象が小学校の低学年、具体的には1年生、2年生ということでありました。そこで、生徒の年齢に合わせて、資料6の3ページにあるとおり、例えば、生徒が思いつく「約束」「決まり」を葉っぱの形の附せんに書いてもらうという作業であるとか、葉っぱに書いた約束等の1つを選んでその意味をプリントに書いてもらうといった作業をしてもらうことで、生徒に関心を持ってもらいながら、ルールの目的や役割を説明した例でございます。

3点目は、授業の実施形態です。一般的には、学校等から御依頼をいただいて、法務局職員が小・中・高校に赴いて行う、いわゆる訪問型のものが多く増えておりますが、お手元の資料では、それ以外の取組として、受入れ型授業ということで2つ紹介させていただいております。1つ目は、徳島県等の例として、法務局が主催する職場体験授業ということで、法務局を開放して行っている広報プロジェクトの一環として法教育を行った例でございます。2つ目の例は、東京の例ですが、修学旅行で上京した高校生に対して、プログラムの一つとして、法教育に関する説明、さらには、法務局の業務について理解を深めてもらうための説明を行った例でございます。この受入れ型の授業につきましても、生徒の皆さんに実際に法

務局の仕事の現場等も見てもらうことができますので、法務局のPRとしても有効と考えております。

最後の4点目が、資料6の3ページ「その他」です。昨年3月の東日本大震災で、御承知のとおり、東北地方等では甚大な被害があったところであり、法務局としても、各種の復興事業を支えるべく登記関連業務等に精一杯取り組んでおります。そのような取組と併せまして、法務局ができる地元への貢献の1つとして、現在、被災地での法教育授業に積極的に取り組んでおります。震災発生後、今年9月まで約1年半の間に、宮城県、岩手県、福島県の3県で合計13回、生徒数にして約1,100名の小・中・高校生を対象に、法教育授業を実施しております。震災を契機に、いろいろなトラブルであるとか、法律的な問題についても意識せざるを得ない状況もあるかと思われまので、今後も同様の依頼があれば、法務局として適切に対応してまいりたいと考えています。

それでは次に、お手元の資料7を御覧ください。

法務局では全国各地で法教育授業に取り組み、その結果等については、各学校の生徒、先生からいろいろな御意見をいただき、大いに参考にさせていただいておりますが、資料7は、法務局の取組につき新聞記事として取り上げられたもののうち、九州・沖縄地方で最近紹介されたものを現地の法務局が取りまとめたものです。いずれの記事でも、法教育の取組や意義について好意的に取り上げていただいております、法務局のPRとしての意味もあり、非常にありがたいものと考えております。

この法教育授業の関係については、冒頭に申し上げたこれまでの実施の成果で、法務局職員側でも、この2年半で延べ合計約450名の職員が法教育授業を担当させていただいております。これは、法務局職員にとっても、意識の向上や育成の観点から非常に意味があるものと認識しておりまして、実際に経験した職員からも、生徒が真剣に受け答えをしてくれて、やりがいがあったというような感想を多く聞いておりますし、また、授業のメリハリ、工夫に関する反省や意見も寄せられているところです。

それでは、資料6に戻っていただいて、続いて4ページでございます。

このような法務局の法教育授業に関する案内・広報の取組を説明いたします。法務局による取組を周知して、ニーズのある学校に申込みいただいて授業を受けてもらうために、法務局としても案内や広報を行っております。4ページの左側に記載した例は、徳島地方法務局のホームページの抜粋ですが、法教育授業の概要であるとか申込み手続などをホームページに掲載して、幅広い方に御覧いただけるよう案内しております。

また、4ページの右側にありますとおり、法務省ホームページでは、各地で実際に行った法教育授業の実施状況を随時更新して写真と共に公開するなどの広報を行っているところです。

最後に、資料6の5ページでございます。これまでの法務局による取組を踏まえた今後の課題について述べたいと思います。

まず、法務局から見て外に向けた取組課題として2つ、「適切な広報とPR」と「学校関係者との連携」という点を挙げております。広報につきましても、冒頭に申し上げた法務局の業務内容や特性も正しく理解いただきながら、適切な実施先で法教育授業を行っていくことが効果的であると考えておりまして、そのための広報の在り方も更に検討していく必要があります。

また、学校関係者との連携として、現状では、授業の1か月程度前から、担当職員が学校の先生等との間で教材や授業内容を打ち合わせ、必要な情報共有や、すり合わせをしている例が多いところですが、学校側からのニーズと授業内容とのギャップであるとか、生徒側の事情に関する情報不足というようなことも起きているようですので、引き続き、適切な連携の在り方を検討して工夫していく必要があります。

次に、法務局内の課題として、「授業内容の向上」と「職員の人材育成」を挙げております。

授業内容の向上については、民事局としても、全国各地の法教育授業で用いた教材や資料を一元的に集めて、職員間で情報共有するようにはしておりますが、今後は、教材に限らないノウハウであるとか経験例、そういったものの集積も行っていく必要があると考えております。

さらに、人材育成につきましては、厳しい定員事情の中で業務が繁忙な現状では、適切な人材を十分確保することが困難な状況にあります。各地の法務局では、例えば法教育授業を担当する講師の事前登録制度であるとか、職員を対象とした研修会の実施、さらには、他の職員による授業現場の傍聴といったことを通じて効果的な人材の育成を図っているところです。さらには、今後、授業のツールとなる教材メニューの増加、内容の充実ということも望まれます。

法務局としては、国民の権利を守るという法務局の果たしてきた役割、さらには、他の行政機関等とは異なる特性、独自性を踏まえて、法務局のPRのためにも、今後、法教育の推進のために必要な取組を引き続き進めていきたいと考えております。さらには、法務局以外にそれぞれ取り組まれておられる各種機関との連携や適切な役割分担、さらには、必要なすみ分けといった観点も、今後は検討していかなければならないと考えております。

簡単ではありますが、以上、法務局の取組について説明させていただきました。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の検察庁及び法務局の取組に関して、皆様からの御質問等お願いできればと思います。

高橋委員 司法書士ですので、法務局と非常に深い関わりを持っているんですが、最後には連携というお話があったんですが、実際、私は、被災地・福島の司法書士ですけれども、被災地の法務局の職員の方、非常に疲れている中で、こういうことに取り組まれているので、ぜひ連携、一緒にやったり検証も深めるような形が、官と民で難しい部分があるかもしれませんが、是非やりたいなという思いがありますので、その可能性をお聞かせいただければと思います。

藤田局付 御質問ありがとうございます。他の機関との連携につきましては、これまでそういう視点自体が必ずしも十分でなく、個別の学校からの御依頼に法務局として何とか応えていくという取組をこの2年半程度やってきたところです。その結果、かなり実践例の集積が進み、それぞれの機関での取組も進んでおりますので、その連携の在り方や効果的な取組方策について、お知恵をいただきながら議論させていただければと思っております。

江口委員 僕、民事局だけじゃなくて、刑事局だって、要するに、法及び法律の教育の機能に着目した連携の在り方を議論してほしいんですよ。要するに、いつまでもずっと裁判員裁判に僕らは議論しているわけでもないし、ずっと法務局の土地の問題だけやっているわけじゃ

なくて、日常はそういうものに関わりながらやっているわけだから、そういう連携の在り方を、その一端をここで教育機能としてやっているんだけれども、これはあくまでも学校の教育だけですから、もうちょっと幅広でやってほしいというのが直観です。

そのためのコンソーシアムもできるなり、韓国のリーガルパークみたいな拠点をつくっていけば、学校の先生がやったり、裁判員裁判があったり、それこそ登記の問題があったり、それこそ財産の問題をみんなで話したりとかできるんじゃないですかというのが直観としてあるんだけど、というのが意見です。

村松委員 担い手の問題というのは弁護士会としても非常に悩ましいところで、そういう意味では、先ほど大仲委員の方からさいたま地検は職員全員に研修をしたということで、非常にうらやましいなと思います。その観点から、法務局の方はどういった方がこれを担われているのかというのを藤田さんにお伺いしたいと思います。それから、一方で、最終的な担い手は教員の方々になるだろうと思ってまして、その意味で、さいたま地検が教員向けの研修会を開かれたというのは非常に興味を持っているところでして、しかも40数名来られたということで、数としては、いろいろなところを見ている限りだと多いんだろうと思っています。この教員研修を地検が独自でやられたのか、それとも、どこかと連携しながら広報されたのか。その広報の仕方について大仲委員にはお伺いしたいと思います。

藤田局付 まず、民事局からお答えします。

法務局による法教育授業の実施担当者としては、基本的には職員を固定せずに、学校側との事前のお話の中で、必要とされる授業分野であるとか、関心のある内容に通じた職員を派遣するというのが、まず第一であります。ただ、これまでの例では、やはり事前の知識や準備なく急に対応することは難しいのが実際でございますので、そういった観点から、法務局内部の人材養成ということで、特に比較的若手の法務局職員に関心を持ってもらい積極的に法教育授業を担当できるよう、先ほど御紹介した内部の研修会であるとか登録制度、そういったものに若手の職員を中心に関与させるようにしているのが実情でございます。

村松委員 ありがとうございます。

大仲委員 私の方ですけれども、前回の協議会のときに申し上げたと思うんですが、当初、先ほども報告させていただきましたけど、当庁の職員が出向いて行って模擬裁判に協力しようということで、各学校448校に案内状を提出したんですけども、返事が返ってきたのが4校だけでした。前回、この場で報告申し上げたときに、いや、それは校長先生のところで止まっているんじゃないですかと言われたんですけども、そのこともありまして、DVDを作って、しかも研修するといっても、なかなか先生方に伝わらないんだろうということで、教育委員会の協力を得ようということになりました。ただ、教育委員会というのは、縦の組織じゃなくて、県の教育委員会、市の教育委員会、市町村の教育委員会はそれぞれ独立していて、県に言ったからといって、必ず全中学校に指示が行くというわけじゃないということが分かりました。そこで、パンフレットに、市や県などの教育委員会に「教育委員会後援」という文字を入れさせていただくようお願いして、パンフレットに印刷して配布させていただきました。その結果41校。私はもっと来ていただけたらと思ってはいたんですけど、1日2人ぐらいいしか参加されないときも同じことをやるわけですね。私は100校とか200校ぐらい、先生が来られるんじゃないかと思ってはいたんですけど、残念でした。でも、今年は初めてです。

来られた先生方は、皆さん、「いやあ、非常によかったですよ」と言われたんで、「じゃ、先生方、他の中学校の先生にもこういうのがあるからと伝えてくださいよ」と言ったんです。「それはもう、知り合いの先生、他の学校におられる先生方にも伝えますよ」というようなことを言っていましたので、多分、来年度からどんどん増えていくんだろうなというふうに思っております。そのための対策を今立てているというところでございます。

笠井座長 ありがとうございます。

樋口委員 今、大仲委員に御説明いただきまして、質問しようと思っていたところだったんですけども、教育委員会との連携、それもきめ細やかな連携を取られていたということでお伺いいたしました。

1つ、私の意見ではなく情報提供になるかと思えますけれども、中学校の場合に、社会科の教員は地理、歴史、公民的分野、3分野を1人で行うということが多くございます。今回来られた先生方というのは恐らく非常に関心のある方と、それから3年生の授業をやっていて必要に迫られていらっしゃるという、その両方の方がいらっしゃるのではないかなと思います。そうなりますと、同じ学校の中でも、今、主に地理や歴史を担当している先生方というのは来年あるいは再来年にそのような必要に迫られるというような状況にもなっております。そうしますと、今年広報したので来年はというのもありますけれども、今年と同様の形の広報をですね、来年、再来年、少なくとも3年間行われると、かなりそういう面では広がりといいますか、社会科の教員全体に周知されるのではないのかなということを感じた次第です。

以上です。

大仲委員 今日、私、検察庁と法務局の方が法教育についての取組について発表していただいたんですけど、法務省にはいろんな機関があると思うんですよね。特に今、再犯率の増加ということが非常に問題になっておまして、例えば少年院とか、それから少年鑑別所、刑務所あるいは保護観察所なんかにおいて、犯罪予防とか再犯防止の関係での法教育を実施していくというのは非常に意味があるというふうに思うんですけども、法務省全体として、その辺のところはどのように考え、取り組んでいかれるのかなというのが若干ちょっと疑問にあったものですから、質問させていただいたんですけど。

丸山官房付 では、事務局から。

今、再犯防止に関する検討を行うプロジェクトを秘書課を中心にやっています、その中で法教育が1つの要素として位置付けられていますが、率直に申し上げて、なかなか法教育そのものを法務省全体で取り組むというふうには至っていないところです。

ただ、先ほど藤田局付からも言及がありましてとおり、法務省の中に法教育プロジェクトチームというのがあって、そこで教材を作ったりして、法務局ではそれを御利用いただいているということもありますので、少し全省的にいろんな観点から法教育に各局が取り組んでいただけるような体制作りをしていきたいと。また、そのことについては引き続き、この協議会でも御報告していきたいというふうに思っております。

小野寺委員 藤田局付にお伺いします。最後の方に課題として人材のお話がありましたが、教材の手直しを恐らく各法務局単位でされておられるということと理解したのですが、実際どういう方がどうやっておられるのかという辺りを御紹介いただけますでしょうか。

藤田局付 御質問の教材の点につきましては、先ほど触れたとおり、基本的には当省の法教育

プロジェクトチームで作成されたものをベースに、実際に法教育授業を担当する者が作成しております。ただ、授業の前提となる生徒の環境や関心は学校や地方ごとに相当に違うところがあり、例えば、中学生でも携帯電話が普及して、当然のようにネットショッピングをしている学校もあれば、そういったものは禁止されたり利用していない生徒が多い学校もあります。そういった生徒の特性等に合わせた法教育授業を実施するには、やはり、多様な幅広い教材が必要ですし、適当な教材がない場合には、法務局の職員が既存の教材を参考にしながら独自の教材を作成することになります。

独自教材の作成に当たっては、現状では、法務局の各担当者がそれぞれ苦勞して取り組んでいるところですが、法務局の組織としても可能な限りバックアップできるよう、例えば、法務局内にプロジェクトチームを作って教材の作成に取り組んだり、担当職員の作成した教材をチェックしたりするといったサポートを行ったり、先ほど申し上げたように、全国の法務局職員が実際に授業で使った諸々の教材や資料を共有化して他の職員が自由に活用できるようにするなどの支援をしております。

神谷委員 大仲さんに伺いたいんですけど、この全国の検察庁に送られたDVDというのは、ユーチューブなんかにはアップするということはできないものなんですか、内容として。学校の先生がいろんなところで同じ教科書をもし使われていても、検察庁に行けばそういう講習が受けられると知らないわけじゃないですか。そこで、例えばユーチューブというのがあるのかなと、ちょっと思ったんですけど。

大仲委員 なかなか難しいところじゃないですかね。

丸山官房付 事務局から補足しますと、DVDは教科書の題材を使っているのですが、その教科書に著作権があるんですが、検察庁がこういう副教材を作るということに関しては、この教科書会社の許諾をいただいているんですけど、さらにオンエアすることになると、その教科書会社の著作権と、検察庁の二次的著作物なので、著作権が融合したものを載せることになって、そこまでの許諾はないというのが実情です。

ただ、もしかしたら、検察庁が作った部分のみを、つまり教科書の題材と関係ないところ、例えば、評議をするときのポイントとか、そういうことについては、著作権はさいたま地検にあって、さいたま地検がいいとさえ言えば流せるのかなとも思いました。

神谷委員 ありがとうございます。

笠井座長 お2人の報告、どうもありがとうございました。法務省全体としての取組について、今回は2つの機関でございましたけれども、大変よく分かりまして、各機関における参考にもなるのではないかと思います。

京都の法教育推進プロジェクトでも、法務省関係の機関がたくさん参加していただきまして、幅広くいろいろなことをやっていただきました。この表に載っておりますけれども、法務省の本省とされても、全体として、内部の各機関での取組というのをより一層連携をとりながら充実させていただくということがあればと思いますし、先ほど江口委員からもお話がありましたように、外部の教育関係の機関との連携などもとり合っただけであれば、より一層充実するのではないかと考えております。

大仲委員、藤田局付、どうもありがとうございました。

それでは、残りの2つの議題をまとめてできればと思います。

お願いいたします。

丸山官房付 では、時間もないので、御報告したいと思います。

議題（３）の小学校における法教育の実践状況に関する調査について、御報告します。

お手元にお配りしております資料８を御覧ください。

こちらは小学校における法教育の実践状況に関する調査の調査票です。この調査票は、既に全国の小学校に送付をして調査を行いまして、１０月末日の時点で、１，９１１校から回答があった旨報告を受けております。現在、集計作業を行っております、１１月末に報告書が納品される予定です。納品され次第、委員の皆様にはメール等でお送りをいたします。

報告内容については、今後の協議会におきまして、法教育授業の実践の在り方や教材の作成など、今後の法教育の更なる充実・発展に向けて御議論いただくことを考えております。

続いて、議事の（４）法教育に関する懸賞論文コンクールでございます。

こちら、論文コンクールですが、７月下旬に各大学の法学部や教育学部、それから都道府県・市区町村の教育委員会にチラシを送付するなど、順次、広報を開始しております。先日、岐阜大学で行われた全国社会科協議会におきましても広報いただきまして、誠にありがとうございました。１１月末の締切りに向けて、現在、論文を募集中なので、先生方からも幅広く広報していただければと思います。応募された論文につきましては、１２月中に部会で審査を行いまして、１月に本協議会で御承認いただいた後、昨年同様、３月に表彰式を行う予定でございます。

事務局からの報告は以上です。

笠井座長 ありがとうございます。

今の２つの点について、何か御質問等ございましたら。

村松委員 実践状況に関する調査で、１，９１１校からの回答ということなのですが、全体の何パーセントぐらいなんですか。

丸山官房付 最初の目標が２５パーセント、５，５００校だったのですが、現状では約８．８パーセントになります。

村松委員 分かりました。

丸山官房付 また、集計終わりましたら、正確に御報告いたします。

笠井座長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の予定されていた議題は全て終了いたしましたけれども、何か委員の皆様方から特に御発言等ございましたら、承りたいと思いますが。よろしいでしょうか。

よろしければ、これで本日の会議を終わらせていただきます。

次回の日程は、先ほどの論文の関係もありますし、１月を予定しております。おって、事務局から日程調整について連絡がされる予定でございます。

皆さん、どうも本日はありがとうございました。

—了—